

令和5年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和5年10月19日(水) 10:00~11:30
- 2 場 所 福島県農業総合センター 1階大会議室(郡山市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、相楽健康福祉課長、中野農業振興課長、朝田戸籍税務課長、木幡教育総務課長兼生涯学習課長、鈴木秘書広報課主幹、松原支援員(13人)

4 町民出席者 14 人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会は、残る帰還困難区域の避難指示解除に向け、先行的に下長塚及び三字行政区で除染を実施することとなった特定帰還居住区域復興再生計画について、令和6年度町税の課税の方向性について、除染後農地の保全管理から営農再開について、町内のごみの出し方について、お墓参りの際のコールセンターの受付について説明し、町政全般について皆さまからのご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

- 1) 駅西地区生活拠点等の整備については、町民の皆さまの帰還や就業者、移住者向けの生活環境を整備している駅西住宅は、戸建住宅30戸、集合住宅56戸の計86戸を県が代行して段階的に進めており、北エリアについては全39戸の建設が完了した。現在39戸のうち35戸に入居されている。南エリア47戸については、昨今の世界情勢の大幅な変化により資材調達に時間を要し、当初予定から7カ月遅れの令和6年5月末入居予定となっている。南エリアについては、全47戸のうち事前登録にて15戸が入居予定となっており、残りの32戸については、令和6年1月頃を目途に入居者の募集を開始する予定。
- 2) 駅東地区の整備については、復興まちづくり計画(第三次)において旧町体育館跡地に商業施設の整備や国登録有形文化財に指定された旧田中医院の洋館を活用した交流の場の創出など、駅前から双葉厚生病院までの通りを町が先行して整備を行い、そこから波及して民間事業者などが参入し駅東に広がっていきけるような方策などを検討し進めていく。
駅東周辺での商業施設の整備については、現在、建物の設計をしている。商業施設の担い手となる事業者の公募を行い、3件の業者と現在調整を行い、令和7年度のオープンを目指して進めている。
また、役場庁舎隣接地へ小売店の整備も計画しており、町民の皆さんの生活環境の向上につなげていきたいと考えている。
- 3) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについては、除染後の農地は、羽鳥地区をはじめ町内6地区において、営農再開に向けた保全管理が行われている。本事業は、原則避難指示解除後3事業年度とされている。本町においては令和6年度までがその実

施期間となっている。

令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、地区ごとの話し合いによる地区の担い手選定や営農計画づくりを支援していく。特定復興再生拠点区域外の農地については、除染後に営農再開できるように、避難指示解除された地区同様、地区での話し合いによる営農計画づくりが進められるように支援していく。

4) 町内の防災対策については、今年度から防災行政無線を運用開始し、防災情報を屋外スピーカーや各家庭に貸し出し可能な戸別受信機を通じてお知らせする。災害が発生した場合には必要に応じて町コミュニティセンターや産業交流センターに避難所を開設する。本年8月には、地域の安全・安心を守るため双葉町消防団の基幹分団である第1分団と第2分団の拠点となる消防屯所を先行的に整備し完成した。

5) 町内の学校再開については、町内に町民の方が戻るとともに、新しい町民の方が転入され、それぞれの暮らしがはじまっている。現在町内にお住まいの世帯の中にも就学児童・生徒がおり、浪江町の学校へ区域外就学している。

町内での学校再開へ向けた取組みについては、本年5月に双葉町学校設置検討委員会を立ち上げ、町内での学校再開に向けて、学校教育の在り方や再開時期等について検討を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料措置については、無料措置期間が延長となり新しい通行カードがお手元に届いていることと思いますが、さらに延長となるよう引き続き国に求めていく。

また、医療費の一部負担金等の免除、その他、現在実施されている町民に必要な生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び県、関係機関に働きかけていく。

6 説明

- ①特定帰還居住区域復興再生計画について（中里住民生活課長）
- ②令和6年度町税の課税の方向性について（朝田戸籍税務課長）
- ③農地の保全管理から営農再開について（中野農業振興課長）
- ④町内のごみの出し方について（中里住民生活課長）
- ⑤お墓参りの際のコールセンター受付について（中里住民生活課長）

7 懇談概要

（羽鳥：男性）

1つ目は特定帰還居住区域について、三字と下長塚で50haのうち除染範囲の内訳はどのようになるのか。50haの中でも限られた範囲しか除染をしないと聞いたが。

2つ目は、固定資産税について、先行避難指示解除区域は令和5年まで条例1/2減免とあるが、なぜ先行避難指示解除区域と同じく特定復興再生拠点区域も令和5年で減免を打

ち切るのか。

3つ目は羽鳥地区にある解体仮置き場について、その中に3haが特定復興再生拠点区域に含まれている場所があるがそこも課税するのか。

4つ目は、営農再開について、資料をみると「営農再開に期待」とか「地元から土地改良事業の要望があった場合」など町としての取り組みが明確になっていないのではないかと。特に上羽鳥地区の場合は、帰還困難区域と特定復興再生拠点区域が存在し、地域が分断されており、営農再開といっても難しい。現在は保全管理をしているが、若い人で営農の意欲がある人はいない。

(建設課 松原支援員)

除染について、特定帰還居住区域の地目の内訳は、現状、手元にデータがありません。わかり次第お示しさせていただく。除染の範囲としては、避難指示解除を目指す面積が50ha、それは報道等でご承知のとおり。50haについて線量低減が確実にできるように必要な範囲で除染を行う。実際には50haよりは広い範囲で除染が行われることになる。ただ先月末に区域が正式に決まったばかりなので、これから環境省職員、受注者が現場を訪ねて線量が確実に下がるように除染をさせていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

(朝田戸籍税務課長)

固定資産税の1/2減免について、令和3年、令和4年、令和5年の先行避難指示解除区域につきましては、先程も申し上げましたとおり、特定復興再生拠点区域内と同じ減免を行うということを条件に実施してきたところである。特定復興再生拠点区域については、今年度、法律プラス条例の1/2を周知期間ということもありそのような手続きをしてきた。令和6年からは、地方税法の決まりに則り1/2にさせていただきたいと考えている。また、先行して避難指示を解除している周辺町村も同様になっているので、ご理解をいただきたい。

また、仮置き場用地の固定資産税については、基本的には避難指示が解除になった所は課税となる。詳細については個別にご説明させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(中野農業振興課長)

営農再開については、非常に悩ましい問題だと思っている。先程も少しご説明させていただいたが、ほとんどの人が農地を売りたい、貸したい人が過半数以上を占めている。その中で果たして営農再開ができるのかというご質問、まさに的を得たお話だったと思う。震災から12年が経ち担い手がなかなかいない。今回、上羽鳥、下羽鳥ではほ場整備、基盤整備を各々進めているが、下羽鳥については地元で営農組織を作ってそこが担い手となってやっていくことが先日の会議で決まりましたので、その組織をベースに進めていくことになると思う。一方、上羽鳥については基盤整備ということだが、ほ場整備の

要件を満たしておらず、区域を広く大きくやっ払い進めているが、会議にもなかなか人が集まらない状況であり、今回、お示ししている地域計画がなぜ必要かという、今後の農業政策において震災前は農地の貸し借りは農地法に基づくか、利用権を設定されていたかと思うが、今後、法律上の要件が変わって、地域計画に位置付けられた担い手へのみ利用権設定が認められることになり。よって必ず皆さんの方でやっぱりできないとなれば、地域計画で定められた担い手へ位置づけをしてもらい、農業を進めてもらうことになるかと思う。地域計画は法律上 2 年の猶予があるが、双葉町の現状ではまず無理だということで、それは延長になるかと思っている。ではその担い手をどう位置付けていくか、まずは地元の方でなんとかできないかと考えている。皆さんに集まっていただき、お話をさせていただいて、誰かいないか。やっぱりいれないとなれば、外部にまかせるかという話になるかと思う。そういったことを含めてまずは、話し合いの場を設けさせていただきたい。今現在、保全管理を進めていただいているが、その事業が終わった時点で、営農再開に切り替えることが被災 12 市町村すべて同様になる。延びる可能性はあるが、原則令和 7 年まで。我々としては営農再開ビジョンで令和 6 年までとさせていただき、令和 7 年度以降に営農再開していくという考えになる。その間、地元にお邪魔して、皆さんと話をさせていただき、方向性を決めていきたいと考えている。

(羽鳥：男性)

先程の仮置き場について、最近、仮置き場に行く災害廃棄物を運ぶダンプが少なくなっている。中間貯蔵施設に余裕があるのであれば、直接運び込む時期になっているのではないか。仮置き場が解消されれば、それだけ営農再開が早まる。

(建設課 松原支援員)

貴重なご提案をいただいた。現在、環境省としましても、同様に考えている。

実際に来年から中間貯蔵施設区域の中に廃棄物を置くスペースを確保できないか検討しており、仮置き場の設置にご協力いただいている皆さまのご負担にならないよう進めていくので、よろしくお願ひしたい。

(長塚二：男性)

東電の賠償について、住宅確保の賠償金については、残金が残っている人もいると思うが、新聞等を見ると毎日お悔み欄に知り合いで亡くなった人を見受けられる。このままだと子や孫の代までこの制度を引きずってしまう。昨年も同じ質問をしたが、東電との話し合いは進んでいるのか。

(中里住民生活課長)

賠償の件について、東京電力へそのような要望があったことをお伝えしてある。今回

についても、東電へ再度対応するように申し伝える。

(長塚二：男性)

東電からの回答は出ていないのか。

(中里住民生活課長)

しっかり対応するとの回答があった。

(長塚二：男性)

しっかりとではなく、どうするのかを示してほしい。いつまでも解決しないのでは困るのでよろしくお願ひしたい。

(羽鳥：男性)

現在、双葉町では、新たな企業が進出したり再開したりといろいろと期待をしているところである。その中で、町内へ戻ってきた人、移住してきた人に対しての子育て支援対策として、若い人に特化したアパート費用の助成等の支援をできるのではないか。これからの学校づくりと一緒に考えてほしい。

(伊澤町長)

子育て世代の住宅の支援については、現在、そのような制度はありませんが、今後、ご指摘いただいた件について、なんらかの方策を示していきたいと思っている。

また、現在、住宅の建築単価が高騰しているが、帰還される方々の負担になるだろうと考えており、国にはなんらかの対策をしてほしいと要望している。また、国だけでなく、県そして町としても補助等を検討している所である。近隣市町村でもどのような施策を行っているかを調査し、来年度には反映させていきたい。

(羽鳥：男性)

教育委員会を含めて皆で知恵を出し合って、実現していったほしい。

また、農業について、今後の営農再開を考えればどの地区もほ場整備が必要である。地域計画をどう進めるのか。

(中野農業振興課長)

農業振興課としては、地元の区長と調整もあるかと思うが、できるだけ皆さんと話を聞く機会を利用して、冬頃から行政区の集まり等にお邪魔して、アンケートや意向調査をベースに改めて皆さまにお集まりいただいて、進めてくイメージである。保全管理組合の話もあるかと思うが、水稻作付を目指すにはモニタリングが必要になってくる。先行的にモニタリングができる場所も探しているし、やっていただける農家がいれば、そのような流れで進めさせていただければと思っている。

(羽鳥：男性)

今後、相続の問題もあるし、営農再開といっても担い手となる人、法人もほ場整備がないところには来ない。町も積極的に取り組んでほしい。

(羽鳥：男性)

営農再開について、町長の挨拶の中で「営農計画づくりについて支援してまいります」とあるが双葉町は国や県から支援を受けている立場であり、国や県の支援を受けながらの意味は部分的な援助。それでは上からの目線で農家がなにか取り組まなければ、なにもやらないというふう聞こえる。

(伊澤町長)

ご指摘の件ですが、決して上から目線という気持ちもありませんし、応援していくという考えである。この文言について、そのように受け取られたのであれば、修正しなくてはなりません、そのような考えはありません。

(羽鳥：男性)

町道の管理についてであるが、路肩 1m までは除草したようだが、除草されてない箇所がある。それとイノシシに壊されている法面は修繕しないのか。

(藤本建設課長)

路肩から 75cm、車両の通行の支障にならない範囲で除草は実施しているが、法面等については実施していない。イノシシに壊された箇所については、順次、道路維持工事として修繕をしているので、壊されている箇所の情報があればご連絡をお願いしたい。

(羽鳥：男性)

除草するのはいいが、刈った草が水路に捨てられていたりもする。やり方を考えたほうがいい。壊れた法面を含めて、まずは現場を見てほしい。よろしくをお願いしたい。

(藤本建設課長)

一緒に現場に立ち合わせていただき、対応するので、よろしくをお願いしたい。

閉会 11 時 30 分